

KULS ニュースレター No. 21

INDEX

—授業評価アンケート特集号—

●日々前進しているという実感 —授業評価の機会をてこにして前進しよう—

●平成23年度前期中間授業評価アンケート集計結果一覧／アンケートに対する所感と対応

●授業を参観して—自省と協働への誘い—

●日々前進しているという実感 —授業評価の機会をてこにして前進しよう— ●

最近マネジメントがブームである。「計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act）のプロセスを順に実施し、最後のActを次回のPlanに結び付けさせるん状のプロセス」によって組織の業績を向上させる。高校野球にも応用できるらしいから、法曹養成教育にも応用できる。応用できると信じよう。学期中に2回（試験問題・出題趣旨のアンケートを含む）と3回）年間4回ないし6回のアンケートが実施されている。これだけ実行されていると、「慣性」「惰性」に陥るのが自然とも思える。

このサイクルがうまくいくためには、評価するもの（そのような「役割を演じる」者）のCheck能力が必要である。素人でも情熱と誠実さがあれば、Check能力は向上し、組織のActへとつながる。

法科大学院のPlanは、教員・院生にとって新司合格である。Doとしての授業・オフィスアワーは新司合格＝次世代法曹養成のために組み立てられている。Check項目（とりわけ【4】【5】【7】【8】）は法曹にとって必須の能力の涵養へ向けての努力を意味する（この項目の簡潔な内容は、ニュースレター16号でも説明したので読んで欲しい）。

このCheck項目は法曹をめざす者が日々の学習において意識して、修練を積みまなければならないものである。筋力を

培うトレーニング、敏捷性を培うトレーニングと同じである。意識してトレーニングする必要がある。

Check項目を自らのものとしておかなければ、院生にとって「授業アンケートへの回答時間」は無駄な時間である。授業アンケートを受けて教員が示す「所感と対応」はぜひ読んで欲しい。鹿大にいま必要なものは切磋琢磨である。「授業アンケート」「所感と対応」の緊張感を維持して欲しい。

鹿大の法科大学院教育には、国の力が傾けられていることを考えて欲しい。最高裁判所からは現職の裁判官が、法務省からは現職の検察官が、そして鹿児島・宮崎両県の弁護士会から弁護士が、それぞれの使命感の下で院生の教育に当たっている。地域の次世代の法曹をめざす者

だけがこの場にいてよいのである。ときおり、鹿大生の学習姿勢に疑問を投げかけられることがある。例外ではあるにしても、消え入りたい気持ちになることがある。奮起を期待したい。

「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする（弁護士法1条1項）」。「蛇足だけれども、法科大学院は高い倫理観と地域貢献という使命感を有する人材を養成する教育機関である。表面的な受験技術のみに傾斜した授業を求められても、期待に応えることはできない。なにより表面的な受験技術では、新司の論文試験を突破することはできない。この意味でも、電子シラバスに掲載されている教員の「所感と対応」を読んで、自らのCheck能力を高めて欲しい。Check能力はそのまま新司合格へと

●平成23年度前期中間授業評価アンケート 集計結果一覧 ●

平成23年度前期[中間]授業評価アンケート 択一部分平均点一覧表 [法律基本科目、新司法試験選択科目]									
	【1】緊張感のある授業になるような工夫	【2】法曹を目指すモチベーションが高まるような工夫	【3】基本的な法的知識を習得するための工夫	【4】法的思考能力を涵養するための工夫	【5】事実を把握・分析する能力を涵養するための工夫	【6】法的議論をする能力を涵養するための工夫	【7】創造的思考力を涵養するための工夫	【8】法的文章作成能力を涵養するための工夫	1-8平均
選択肢	1/2/4/5	1/2/4/5	1/2/4/5	1/2/4/5	1/2/4/5	1/2/4/5	1/2/4/5	1/2/4/5	
1年次対象A	3.6	3.9	3.2	3.3	3.3	3.4	3.6	2.3	3.3 必修
1年次対象B	4.4	3.8	3.8	4.3	3.8	3.5	3.8	3.0	3.8 必修
1年次対象C	4.2	3.8	3.9	3.9	4.0	3.2	3.3	3.3	3.7 必修
1年次対象D	4.9	4.7	4.6	4.6	4.9	4.4	4.9	4.4	4.7 必修
平均	4.3	4.1	3.9	4.0	4.0	3.6	3.9	3.3	3.9
2年次対象A	4.0	4.0	3.6	4.3	3.9	4.6	4.4	3.7	4.1 必修
2年次対象B	4.3	3.9	4.0	4.0	4.1	3.3	4.1	4.0	4.0 必修
2年次対象C	4.0	4.0	4.0	4.0	3.3	3.3	3.3	3.3	3.7 必修
2年次対象D	4.7	3.6	4.7	4.6	4.2	4.0	3.0	3.0	4.0 必修
2年次対象E	4.5	4.2	4.2	4.5	4.5	4.2	4.3	4.0	4.3 必修
2年次対象F	4.7	3.7	4.3	4.4	4.3	4.0	4.6	4.1	4.3 必修
平均	4.5	3.9	4.3	4.4	4.1	3.9	3.8	3.6	4.0
3年次対象A	4.4	4.3	4.1	4.1	4.3	4.3	4.1	4.3	4.2 選択必修
3年次対象B	5.0	4.0	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7 選択必修
3年次対象C	4.5	4.8	4.2	4.7	4.5	4.2	3.5	3.5	4.2 選択必修
3年次対象D	4.8	4.5	4.2	4.5	4.5	4.5	4.0	4.5	4.4 選択必修
3年次対象E	4.0	4.4	4.2	4.2	4.6	4.6	4.6	4.6	4.4 選択
平均	4.5	4.4	4.3	4.4	4.5	4.5	4.2	4.3	4.4

(注)非常勤講師による科目、民法A、民法Bは授業進行との関係で除外。

つながるものと信じたい。

本年度のFD活動のスローガンも前年度を踏襲した「教員と学生との協働」である（ニューズレター20号参照）。高校野球にあやかって新司合格という結果が生まれることを期待したい。

采女 博文（民法／FD委員）

●授業を参観して

—自省と協働への誘い— ●

P D C Aサイクルに基づき、授業評価があまり芳しくない教員として、評価の高い授業を参観した（Act：改善）。

まず感じたのは、参観した授業はそれぞれ優れていて、学生によるCheck（評価）が真摯になされているということである。私にとっても、有益であり、「授業全体が一つの目的（学生の法的思考力を涵養しよう）に即して緊密に構成されている」点、「学生に伝えられる情報が明確であり重点的であるよう工夫されている（あれもこれも、ではない）」点、また「授業が聞き取りやすい」点等、大変に参考になった。

ただし、優れた授業が学生に十全に活用されているのであろうか、という疑念も生じた。

参観した授業は、その進行において、「なぜか（なぜ、この条文はこのような構成をとっているのか。・・・）」という問題提起（学生との対話）が繰り返し行なわれ、対象（法・条文）の論理的な構造、個々の概念の関係性を明らかにしようとする配慮がなされていた。学生にも、授業での対話が「法的思考力」を涵養する

ために有益であることは理解されているように感じられた。そうであるならば、そのような対話が有効・効率的であるために、十分な準備（予習・復習）がなされていたかという、あと一息のように思われた。

別の授業では「創造的思考力とは、基本的な知識の応用である」ということが指摘され、「保証契約に基づく弁済が有効であるためには、該契約が有効に存在しなければならず、このことは附従性という概念に影響を与える」「附従性の結果として保証債務は消滅し、なされた弁済は非債弁済として評価される」という二つの考え方（学説）が詳しく説明されていた。ここで、法的思考を身につけるための方法が具体的に示されている。すなわち「考え方」を対比させながら、それぞれの論理の展開を、自分の頭で徹底して考えるということが、基礎的な知識を応用可能なものとして身につける（思考力）ために、不可欠な手段なのである。このことを十分に理解して、復習に臨んでほしいと思う。

次に感じたのは、参観した授業・担当教員は、受講生から信頼されているという点である。「この授業は、自分の目的達成に必要な能力の涵養に有益であり、かつ教員はそのことに十分に配慮してくれていて、自分は示されている方向に努力していけばよい。」という気配が窺えた（アンケート結果も含め）。コミュニケーション（授業）の基礎には、信頼・共感がなければならないと、どこかで耳にした気がする。伝達される内容・情報は次、次の次である。聞こうとする意欲がなければ情報の伝達すら不可能である。アンケート項目【2】（授業・教員に対するある種の共感を示す項目）を軽んじ、低評価であることに甘んじていた者として反省しなければならない。

しかしながら、「共感（送り手である

●平成23年度前期中間授業評価アンケートに対する所感と対応 ●

授業アンケートに対する所感と対応

担当教員：齋藤 善人

科目名：民事訴訟法A

	教員の重視度 ／科目特性	アンケート結果	所 感 と 対 応
【1】受け身の学修姿勢の改善、緊張感のある授業	A	4.4	
【2】学修意欲や学修上の興味や法曹を目指すモチベーションの喚起	C	3.8	授業設計者側の立場からすると、本項目の重視度は相対的に低い。法曹への動機付けを刻印するに最適なのは、実務家の先生方が担当する実務系科目だろう。対して、本授業は、民訴の基礎理論教育の第1段階と位置づけられ、簡素化された事例問題という具体的な課題の処理にあたり、基本的な知識を理解し、正確な知識に基づいて思考することによって、回答を組み立てるという作業を経験するもの。そうした点からは、学修上の関心を喚起することについて、一定程度の評価があるに過ぎないことを甘受せざるをえないだろう。
【3】基本的な法的知識の習得	A	3.8	本授業は、民事訴訟法の基礎理論教育の第1段階と位置づけられるものであるから、簡素化された事例問題を題材に、主要な論点につき妥当な回答を導く思考回路を構築するトレーニングを旨とする。もちろん、思考回路の修得にあたっては、その前提として、基本的知識を正確に理解していることが必須。したがって、本項目の重視度は高い。かかる観点からすれば、思うような評価が得られていないといえよう。ただ、シラバス上には「論点と考えるヒント」の欄に、一応の思考過程のモデルが提示され、学修すべき知識の領域がヘッドラインとして示されているのだから、受講生各位においても、それをテキスト／百選等で確認する作業を尽くして授業に参加しているかを顧みられたい。テキスト等を熟読すれば判ることを授業時間を割いて一言一句確認するようなことはしない。
【4】法的思考能力の涵養	A	4.3	
【5】事実を把握したり、分析する能力の涵養	B	3.8	本授業の目的は、簡素化された具体的な事例問題を考える過程を通じて、基礎的な思考回路を構築することにあるから、詳細な事例に基づく事実関係の分析や把握といった点は、上級学年の配当科目、たとえば「民事訴訟実務の基礎」や「民事模擬裁判」等の実務系科目をはじめ、「民事法総合問題演習」などに譲る趣旨。ゆえに、重視度はそれほど高くない。その意味では、評価としては、まずまずといったところか。その原因としては、百選等の判例を検討するに際し、その事案と事例設問との違いに言及することが多い点にある。ただし、基礎理論教育の第1段階を標榜する本科目では、百選等の判例を正確に理解することが第一義であって、それを離れて事実認定作業の詳細に踏み込むことはない。
【6】法的議論をする能力の涵養	B	3.5	基本的な法律知識の修得、そして正確な法知識を活用しての思考回路の構築のため、ならびに授業現場の活性化のため、質疑応答と議論を中核に据えた授業設計を旨としたいが、現状においては、一問一答的な進取りに終始し、より発展・展開的な議論に進むことはない。双方向というには羊頭狗肉だろう。もとより、受講生相互間での多方向などは、見果てぬ夢か。かような（不完全燃焼的な）状況が評価に反映したものといえよう。以上、授業運営の形式面だけでなく、実は、本項目は基礎理論教育の最終到達点と考えており、第2段階としての「問題演習」で対応することがプログラムされている。
【7】判例がない事案などに対応するための創造的思考力の涵養	C	3.8	基礎的な思考回路のトレーニングにあたっては、まず判例で考えるという方法論を身につけたい。そのため、判例理論の検討が第一義となるが、いきおい判例への疑問点や、その射程距離を考察することを通じ、学説の議論を参照するなどして、思考する姿勢が要求されることもある。その限りでは、本項目につき、可もなく不可もない評価が与えられたものだろう。ただ、本来この項目に到達するのは、民訴の応用教育の段階、つまり、「民事訴訟実務の基礎」や「民事法総合問題演習」を経由してからだろう。
【8】法的文章作成能力の涵養	B	3.0	本授業では、当初の授業設計から起案等をプログラムしていないので、かような評価はもっともなところ。民訴は、この科目と来年度の「民事訴訟法問題演習」とで基礎理論教育を完成させる予定なので、本授業で修得した基本的思考回路を起案等を通じて使いこなすのは、基礎理論教育の第2段階たる「問題演習」に役割分担している。ただ、授業で扱う事例問題を考察する際にヒントとなる、シラバス中の「論点と考えるヒント」をベースに順を追って考え、起案してみれば、相応の回答に辿り着けるはずだし、課題として提出することが課せられるレポート（本アンケートの時点では、1回実施済み）は、起案指導の端緒といえる。

総括&自由記載欄へのコメント

本科目の授業設計のプライオリティとしては、項目【4】を最重視し、その前提として項目【3】を重視する。そうすると、【3】の評価は看過し難い。内訳をみると、選択肢5が4名、選択肢4が6名、選択肢2が2名、選択肢1が1名。12名中25%の受講生が、この科目で基本的な法的知識を修得するための工夫や取り組みがされていないと評価したということ。また、【4】については、その内訳は、選択肢5が5名、選択肢4が6名、選択肢2が1名。最重視しているはずの項目としては、やはり低い評価と断ぜざるをえない。これら以外の項目については、たとえば、項目【5】は、選択肢5が3名、選択肢4が6名、選択肢2が3名、項目【6】は、選択肢5が2名、選択肢4が6名、選択肢2が4名、項目【7】は、選択肢5が6名、選択肢4が2名、選択肢2が4名であり、強く積極的に評価している選択肢5が少なく、ある程度評価に留まる選択肢4が50%程度を占めている。かようなアンケート結果を全体的にみると、おおよそ昨年度と同様の傾向といえるだろう。そうすると、授業設計のあり方など本授業の根幹部分を転換するまでは必要ないだろう。ただ、項目【3】については、基礎的法知識を体系的に教授されたいとの要望も窺われるが、制度や概念の体系的な評価、位置づけなどは、多くは各自が基本書を読解することで把握可能だろう（教科書／基本書の類は、まさにこれらの点を理解し易いように整理されているはず）。授業の場では、むしろ、基本書で平板的に記述されている解説を、具体的な問題に投影して考える道筋を解明し、修得することに力を置きたい。もちろん、その過程で、正確な知識を確認する作業を通じて、制度や概念の体系的な位置づけに言及することはあるだろう。

教員の配慮がわかる）」のためには、受け手である学生にも、自己管理・努力が不可欠であるということを、かの碩学ド

うchanが『マネジメント』で強調していることを、付言しておこう。

志田 惣一（商法）

